

企画総務委員会

令和6年6月11日

1 陳情審査

(1) 新たに送付された陳情

送付6-24 ガザ地区の人命保護および即時停戦を求める決議を求める陳情

2 報告事項

【地域振興部】

(1) 定額減税と給付の一体措置について 【資料】

(2) 皇居千鳥ヶ淵 灯ろう流し—千代田区納涼の夕べ2024—の実施について 【資料】

(3) 学生アイデアソンの実施について 【資料】

(4) 戦没者追悼式の開催について 【資料】

(5) 公民協働推進制度による子どもたちへの文化芸術の学習機会の充実
に関する協定締結について 【資料】

(6) 千代田図書館における夏休み期間中の子ども向けサービスについて 【資料】

(7) 納涼民踊の集いの開催について 【資料】

(8) (仮称) 新九段生涯学習館整備計画の検討について 【資料】

【政策経営部】

(1) 組織整備案について 【資料】

(2) 千代田区手数料及び財政状況の公表に関する規定整備について 【資料】

(3) 南堀留橋塗装塗替等工事に係る入札状況について 【資料】

(4) 災害対策用備蓄物資（食料）の購入について 【資料】

(5) 災害対策用備蓄物資（水）の購入について 【資料】

(6) 災害対策用備蓄物資（衛生用品）の購入について 【資料】

(7) 防災行政無線操作卓等の購入について 【資料】

(8) 雉子橋補修補強工事について 【資料】

(9) 錦華公園改修工事について 【資料】

【会計室】

(1) 令和5年度 各会計決算額（速報） 【資料】

3 その他

企画総務委員会 送付6-24

ガザ地区の人命保護および即時停戦を求める決議を求める陳情

受付年月日 令和6年5月14日

陳情者 提出者 1名

陳情書

2024年5月8日

千代田区議会議長 様

(陳情者)住所:

氏名:

電話

1 件名

ガザ地区の人命保護および即時停戦を求める決議を求める陳情

2 陳情の趣旨・理由

パレスチナのガザ地区は、長さ50km幅5-8kmほどの細長い土地に約200万人が住む、世界でもっとも人口密度が高い場所の一つです。高さ8mにもなる壁でイスラエル軍に完全包囲され、人や物の出入りが厳しく制限されているため、燃料や食料日用品、衣料品などが慢性的に不足し、人々は国連や支援団体からの援助物資で命をつないでいます。

2023年10月7日のハマスによるイスラエルへの大規模攻撃および人質事件に対して、イスラエルによる報復措置が始まりました。これは、一般市民という定義を無視し、国際人道法のあらゆる基準(病院や学校は攻撃しないなど)を無視した形で現在も続いており、すでに33,000人以上が犠牲になり、このうち14,000人が子供という異常な状況です。

今年1月26日、国際司法裁判所(ICJ)は、ガザ地区においてジェノサイドが進行している可能性を認識し、パレスチナ人に対してジェノサイド条約によって保護されるべき権利があると指摘しました。しかし、その後も犠牲者の数は増える一方で、難民のさらなる迫害が発生しています。2月初旬に期待された停戦も合意されず、出国が認められなかったり、人道支援ルートもほぼ閉鎖されている上に、食糧支援トラックが爆破されたり、支援を待つ人の群れへの攻撃も行われるなどして、人口の7割以上が壊滅的なレベルの飢餓に苦しんでいます。この4月5日には人道支援活動を行っていた慈善団体「ワールドセントラルキッチン(WCK)」の職員7人がイスラエル軍による空爆で殺害されました。

双方の自衛権の尊重や人質の早期解放、長期的な政治的な解決はもちろんですが、今すぐ一般市民の犠牲を止めるべく、停戦の呼びかけ、負傷者や難民の救済は、道徳的義務として必然であると思います。パレスチナとイスラエルの長きにわたる争いに簡単に口出しすることはできませんが、先に述べたような戦況は、ヒトラー率いるナチスが行ったユダヤ人絶滅と何ら変わらないジェノサイドであり、民族浄化であり、世界でも停戦を求める声が高まっています。国内でも、290を超える地方議会が停戦を求める決議を採択していることから、貴議会においても同様に決議をお願いしたく存じます。

(陳情事項)

「ガザ地区に平和を求める」世界各国の都市や議会、日本の地方議会とともに貴議会においても「ガザ地区における人命保護と即時停戦を求める決議」をお願いします。



地方議会

から
声
を!

声

245の地方議会が 停戦を求めて

決議/意見書を採決しています。

パレスチナでの即時停戦を 求める決議or意見書を 採択した地方議会

(3月15時点 245 / 1788)

 都道府県議会
 市町村議会

赤い字 NEW!

【中国】

- 島根県
- 島根県浜田市
- 島根県大田市
- 島根県江津市
- 島根県松江市
- 島根県吉賀町
- 広島県三次市
- 広島県福山市
- 広島県
- 広島県庄原市
- 広島県広島市

- 鳥取県岩美町
- 鳥取県北栄町
- 鳥取県
- 鳥取県境港市
- 鳥取県湯梨浜町
- 鳥取県米子市
- 鳥取県鳥取市
- 鳥取県南部町
- 鳥取県日南町
- 鳥取県倉吉市

【九州】

- 福岡県北九州市
- 福岡県飯塚市
- 福岡県中間市
- 福岡県福岡市
- 福岡県
- 福岡県筑紫野市
- 宮崎県宮崎市
- 鹿児島県伊佐市
- 熊本県山都町
- 熊本県熊本市
- 熊本県菊陽町
- 愛媛県内子町
- 愛媛県
- 愛媛県松山市
- 香川県
- 沖縄県石垣市
- 沖縄県
- 沖縄県西原町
- 沖縄県宜野湾市
- 沖縄県与那原町
- 沖縄県浦添市
- 沖縄県那覇市
- 沖縄県名護市
- 沖縄県宮古島市
- 沖縄県豊見城市

【近畿】

- 滋賀県甲賀市
- 滋賀県草津市
- 滋賀県彦根市
- 滋賀県栗東市
- 滋賀県日野町
- 滋賀県大津市
- 京都府京都市
- 京都府綾部市
- 京都府与謝野町
- 京都府長岡京市
- 京都府亀岡市
- 京都府精華町
- 京都府京丹後市
- 京都府和束町
- 奈良県河合町
- 奈良県平群町
- 大阪府枚方市
- 大阪府高槻市
- 大阪府茨木市
- 大阪府摂津市
- 大阪府忠岡町
- 大阪府松原市
- 大阪府吹田市
- 大阪府岬町
- 大阪府池田市
- 兵庫県西脇市
- 兵庫県淡路市
- 兵庫県神戸市
- 三重県
- 三重県菟野町
- 三重県東員町

【中部】

- 長野県
- 長野県須坂市
- 長野県下諏訪町
- 長野県中野市
- 長野県諏訪市
- 長野県茅野市
- 長野県伊那市
- 長野県木曾町
- 長野県松本市
- 長野県佐久市
- 長野県駒ヶ根市
- 長野県小諸市
- 長野県飯山市
- 長野県安曇野市
- 長野県宮田村
- 長野県辰野町
- 長野県南木曾町
- 長野県大森村
- 長野県木祖村
- 長野県野沢温泉村
- 長野県箕輪町
- 長野県山ノ内町
- 長野県飯島町
- 長野県塩尻市
- 長野県上田市
- 愛知県大府市
- 愛知県春日井市
- 富山県
- 富山県富山市
- 富山県小矢部市
- 岐阜県岐阜市
- 岐阜県郡上市
- 山梨県山中湖村
- 山梨県甲州市
- 静岡県静岡市
- 静岡県焼津市
- 静岡県伊東市
- 静岡県伊豆の国市
- 静岡県藤枝市
- 静岡県下田市

【四国】

- 高知県南国市
- 高知県いの町
- 高知県香美市
- 高知県
- 高知県香南市
- 高知県四万十市
- 高知県高知市
- 高知県仁淀川町
- 高知県土佐町

【北海道】

- 北海道旭川市
- 北海道森町
- 北海道北広島市
- 北海道美幌町
- 北海道室蘭市
- 北海道釧路市
- 北海道足寄町
- 北海道倶知安町
- 北海道八雲町
- 北海道芦別市
- 北海道標茶町
- 北海道帯広市
- 北海道網走市
- 北海道苫小牧市
- 北海道小樽市
- 北海道安平町
- 北海道仁木町
- 北海道江別市
- 北海道幕別町

【東北】

- 岩手県
- 岩手県盛岡市
- 岩手県平泉町
- 岩手県花巻市
- 岩手県矢巾町
- 岩手県八幡平市
- 岩手県紫波町
- 福島県福島市
- 福島県南相馬市
- 福島県
- 福島県須賀川市
- 福島県桑折町
- 秋田県
- 山形県鶴岡市
- 岩手県岩泉町
- 岩手県軽米町
- 岩手県一関市
- 岩手県西和賀町
- 岩手県宮古市
- 岩手県二戸市
- 宮城県
- 宮城県大崎市
- 宮城県栗原市
- 宮城県仙台市

【関東】

- 栃木県宇都宮市
- 群馬県沼田市
- 群馬県嬬恋村
- 千葉県八街市
- 千葉県流山市
- 千葉県習志野市
- 埼玉県三芳町
- 埼玉県新座市
- 埼玉県伊奈町
- 埼玉県春日部市
- 埼玉県八潮市
- 埼玉県富士見市
- 埼玉県久喜市
- 埼玉県北本市
- 埼玉県上里町
- 埼玉県上尾市
- 神奈川県座間市
- 神奈川県横浜市
- 神奈川県鎌倉市
- 神奈川県葉山町
- 神奈川県大和市
- 神奈川県横須賀市
- 神奈川県二宮町
- 神奈川県綾瀬市
- 神奈川県大磯町
- 神奈川県
- 神奈川県藤沢市
- 神奈川県厚木市
- 神奈川県平塚市
- 東京都清瀬市
- 東京都武蔵村山市
- 東京都品川区
- 東京都目黒市
- 東京都小金井市
- 東京都世田谷区
- 東京都あきる野市
- 東京都中野区
- 東京都渋谷区
- 東京都日野市
- 東京都府中市
- 東京都八王子市
- 東京都小笠原村
- 東京都調布市
- 東京都西東京市
- 東京都
- 東京都立川市
- 東京都足立区
- 東京都狛江市
- 東京都多摩市
- 東京都羽村市
- 東京都三鷹市
- 東京都東大和市
- 東京都青梅市
- 東京都町田市
- 東京都東久留米市
- 東京都奥多摩町
- 東京都江戸川区
- 東京都杉並区
- 東京都豊島区
- 東京都荒川区



200万人以上が死の危機に瀕しています

イスラエルの攻撃を「憂慮」するのみでは何も解決しません。日本を含む欧米各国の対応は、無差別に攻撃され、食べ物や水も枯渇して飢え、病気やケガを治療する医療もなく死んでいく200万人のガザのパレスチナ人を見殺しにしています。国際司法裁判所がジェノサイドのもっともらしい理由だと裁判所が認めた行為を、このまま国として見過ごして本当に良いのでしょうか？3/15日現在、ガザ停戦などを求める決議/意見書を採択した地方議会は、245議会にもものぼっています。どうか、パレスチナに連帯する国民の声を形にして下さい。

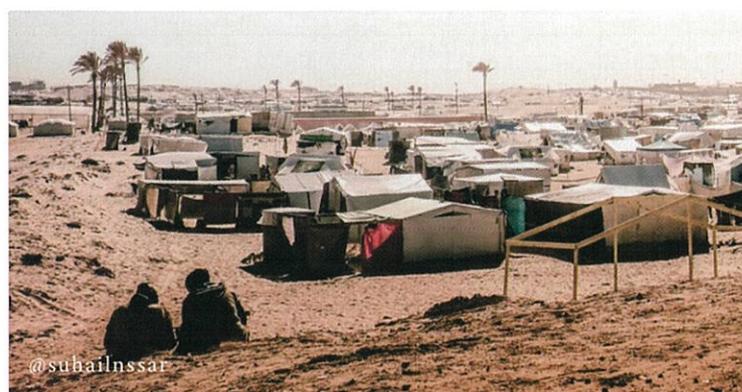
恒久的停戦とアパルトヘイトの終結を求め、地方議会から声をあげて下さい。

ジェノサイドを黙認せず、歴史の正しい側に立ってください。



ガザの修復は今世紀末までかかる見通し/UNCTAD

停戦を求めるのは、今この瞬間の犠牲のためだけではありません。ガザに住む人々の未来は、毎日に取り返しのつかない状況に陥っています。国際連合貿易開発会議は2024年1月の報告書で、ガザ攻撃が直ちに停止した場合、ガザ経済が10月7日以前の規模を取り戻すのに「今世紀末までかかる可能性がある」と指摘。また、復興費用は現時点で200億ドル程度に達すると試算しています。直ちに恒久的停戦を求め、ガザの人々をこれ以上の絶望に陥れないで下さい。



最南部のラファにはもはや逃げる場所がない

イスラエル軍は北部から激しい空爆を繰り返し、ガザの人々に南部へと追放し続けました。遂に100万人以上の避難者たちは最南部のラファへと押し込まれ、もうガザには逃げ場がありません。ラファへの進軍を非難する国際社会の声を無視し、ネタニヤフ首相は「我々が勝利するまで攻撃をやめない」と主張しました。無実の民間人を故意に追い詰め虐殺する行為は、国際司法裁判所による暫定措置命令に背くものであり、断じて容認すべきではありません。



支援届かず飢餓は深刻 WFPも食料輸送を停止に

ガザへの支援トラックはイスラエル軍によって入国を厳しく制限されている上、国連ワールドフードプログラム(WFP)は、大量飢餓と社会秩序の崩壊による混乱のため「安全保障上の懸念」があるとして、ガザ北部への援助配達を一時停止しました。今、ガザの2歳未満の子供の15%が栄養失調に陥っており、人々は飢えをしのぐために動物の餌や植物を食べています。日本はパレスチナ難民の命綱とも言えるUNRWAの支援拠出停止を撤回し、直ちに人道支援を再開すべきです。



憂慮で人命は救えない 実行性のある経済制裁を

イスラエルの非人道的な大量虐殺に対し、これまで日本政府は明確に非難することなく、国内外で消極的な姿勢を貫いています。ジェノサイドと言って差し支えないイスラエルの残虐な殺戮行為を遠い場所から「懸念」してばかりでは、ガザは殲滅を免れません。日本政府は毅然とした態度でイスラエルを非難すべきであり、投資協定や協力覚書の破棄・駐日イスラエル大使の追放など、具体的かつ実効性のある経済制裁を直ちにイスラエルに課すべきです。

パレスチナを知る キーワード

宗教？民族？国境？

パレスチナで起きていることは、イスラム教徒とユダヤ教徒の問題ではない。

パレスチナにはイスラム教徒、キリスト教徒、サマリア人、どの宗教も信仰しない人など、多様な人が住んでいる。

ユダヤ人、あるいはイスラエル人で、パレスチナ占領に反対している人もいる。

対等な二つの国が国境を争っているわけではない。

2023年10月7日以降

2024年1月23日 OCHA参照

ガザ

死者 25,490人*

けが人 63,354人

*Save the Childrenによると、死者のうちこどもは10,000人以上

- ・行方不明者（がれきの下敷きなど）多数
- ・170万人（人口の75%）が避難生活中

ヨルダン川西岸地区

死者 360人（こども92人）

けが人 4,348人（こども656人）

数十人単位の親族全員が殺されたケースもある。ひとりひとりに家族や友だち、コミュニティがあることを考えれば、精神的ダメージを負っている人の数は計り知れません。

でも、できごとは10月7日に始まったわけではありません。パレスチナ人は何十年も迫害され人権を奪われてきました。

パレスチナ

音楽、文学、建築など、多彩な文化と資源がある地域。食べものでは、オリーブ、ホンモス、ファラフェル、マクルーベなど。オリーブの木はなくてはならないもので、樹齢何百年ものオリーブの実から、オイル、ピクルス、石鹸などを作る。

1916年 サイクス=ピコ協定

オスマン帝国下にあったパレスチナを含む中東地域をイギリス領とフランス領に分割するという、イギリス、フランス、ロシアの協定。

パレスチナと難民

西岸地区、ガザ、周辺国に住む多くのパレスチナ人には国籍がない。多くのパレスチナ人が1948年、1967年、またそれ以後も住んでいた場所を追われ、難民となっている。

パレスチナ人 全世界に1300万人

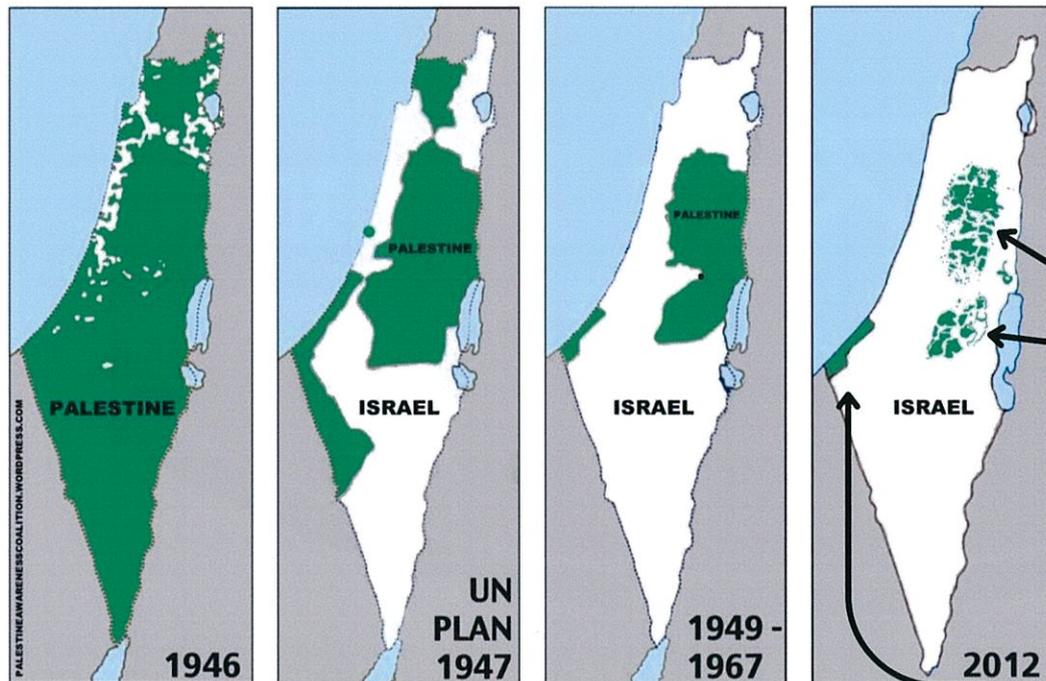
- ・西岸地区300万人 ・ガザ220万人
- ・国外難民（ヨルダン、レバノン、シリアなど）400万人

・イスラエルに暮らすパレスチナ人160万人（イスラエル国籍を持つが、多くはイスラエル社会で差別されている）

ナクバ Nakba

1947年～1949年、第一次中東戦争。1948年、イスラエルの建国。シオニスト民兵によりパレスチナ人75万人が家々を追われ、町村を破壊された。外出していて自宅に帰れなくなった人たちも多く、かれらが自宅の鍵を持ったまま難民となったことから、鍵はパレスチナ人のシンボルでもある。

この戦争で、イスラエルはパレスチナの土地78%を取得。ガザはエジプトの支配下になり、1950年西岸地区はヨルダンに併合された。



占領 Occupation

1967年、第三次中東戦争後、イスラエルは西岸地区とガザを占領し、今も占領が続いている。

西岸地区 West Bank

西岸地区は入植地やイスラエル人専用の道路、分離壁で分断され、別の街や村に行くには検問所を通らなければいけない。

通勤や通学のために早朝から検問所に並ぶこともある。兵士に嫌がらせをされたり、通過が許可されないこともある。

イスラエル軍による民家や難民キャンプの急襲も続いている。

第一次インティファダ

1987年から1993年に起こったパレスチナ人による占領に対する民衆蜂起。1993年のオスロ合意で終結し、パレスチナ自治政府（PA）が誕生。

入植地 入植者による暴力

入植地とは、パレスチナ人の土地に作られたイスラエル人だけが住むことができる軍事化された町や都市のこと。国際法違反。一部の入植者は非常に暴力的な思想を持っている。入植者たちは、パレスチナ人の大切なオリーブの木を根こそぎにしたり、発砲したり、家などに火をつけたりする。イスラエル軍は入植者たちを逮捕するのではなく、むしろ護衛し、イスラエルの領土を不法に拡げている。

第二次インティファダ

2000年～2005年（終結時は係争中）。オスロ合意後も続いた占領と入植に対する民衆蜂起。2005年のパレスチナ総選挙につながる。選挙では占領の終結を訴えるハマスが勝利するが、列強はこれを認めずにハマスをテロ組織とみなし、西岸地区の自治政府として認めなかった。

オスロ合意

1993年/1995年に米国、ヨーロッパ主導で行われたオスロ合意（パレスチナ国を5年以内に建国する）は実現しなかった。日本政府もこの合意に関与した。

ガザ 包囲・封鎖 Gaza Siege

選挙に基づきガザの自治をハマスが行うことになったが、その結果として、ガザは2007年からイスラエル軍に包囲されている。ガザの人口の約半数は子ども。当然のことながらガザ市民全員がハマスを支持しているわけではなく、包囲は集団的懲罰と言える。ガザに暮らすパレスチナ人は自由にガザから出入りすることができない。ガザの80%はほかの地域を追われてきた国内難民。非常に人口密度が高い。

2023年10月7日以前においても、失業率40%、電力の供給はイスラエルに管理されており、1日4時間のこともあった。

もっと知る

本
イラン・パペ『パレスチナの民族浄化: イスラエル建国の暴力』
サラ・ロイ『ホロコーストからガザへ パレスチナの政治経済学』
ガッサーン カナファーニー『ハイファに戻って/太陽の男たち』

動画
●ガザを知る緊急セミナー「ガザ 人間の恥としての」
2023.10.23.
●D2021×CLP「ガザで一体何が起きているか - 民族浄化とは何か -」
2023.12.6.

Instagram

日本語 ●palestine.in.japanese

●palestinejpn ●omou_palestine

英語 ●aljazeeraenglish ●eye.on.palestine

●wizard_bisan1 ●motaz_azaiza

*このフライヤー（パレスチナを知るキーワード）について↑



虐殺を止めるために、あなたの力が必要です

日本政府はイスラエルを非難することなく、連帯を示しながら多額の資金提供をすることで、イスラエルによるパレスチナ人の大量虐殺を許しています。私たち国民は、断固としてイスラエルの行っているジェノサイド行為に対し反対の意思を示すと共に、日本政府に向け、以下のことを求める権利と責任があります。



恒久的即時停戦



イスラエルによる
軍事占領の終結



イスラエルに対する
経済的支援の停止



イスラエルに対する
具体的な経済制裁

スマホで出来るアクション！意見フォームに意見しよう

- 名前、住所、メールアドレスなどの個人情報の記入は不要です
- 「即時停戦を求めます」など短いメッセージでも大丈夫です
- QRコードをスキャンすると意見フォームにアクセス出来ます



首相官邸



外務省



FAXアクションも推奨！スマホ、コンビニから出来ます

FAXで政府に意見を届けるアクションも推奨されています。ご自宅でスマホから送信できる「ポケFAX」がおすすめ。操作もカンタンです。コンビニに設置されているマルチコピー機でも送信が可能です。ご自身で書くのが苦手な方は右のQRコードからテンプレートをダウンロード出来ますのでご利用ください。



岸田首相 国会事務所FAX
03-3591-3118



上川外相 国会事務所FAX
03-3508-3290

FAXテンプレ



スマホで簡単操作！一日一枚無料で送れるポケFAXが便利

ポケFAX



ジェノサイドを黙認せず、歴史の正しい側に立ってください。



ガザの修復は今世紀末までかかる見通し/UNCTAD

停戦を求めるのは、今この瞬間の犠牲のためだけではありません。ガザに住む人々の未来は、毎日に取り返しのつかない状況に陥っています。国際連合貿易開発会議は2024年1月の報告書で、ガザ攻撃が直ちに停止した場合、ガザ経済が10月7日以前の規模を取り戻すのに「今世紀末までかかる可能性がある」と指摘。また、復興費用は現時点で200億ドル程度に達すると試算しています。直ちに恒久的停戦を求め、ガザの人々をこれ以上の絶望に陥れないで下さい。



最南部のラファにはもはや逃げる場所がない

イスラエル軍は北部から激しい空爆を繰り返し、ガザの人々に南部へと追放し続けました。遂に100万人以上の避難者たちは最南部のラファへと押し込まれ、もうガザには逃げ場がありません。ラファへの進軍を非難する国際社会の声を無視し、ネタニヤフ首相は「我々が勝利するまで攻撃をやめない」と主張しました。無実の民間人を故意に追い詰め虐殺する行為は、国際司法裁判所による暫定措置命令に背くものであり、断じて容認すべきではありません。



支援届かず飢餓は深刻 WFPも食料輸送を停止に

ガザへの支援トラックはイスラエル軍によって入国を厳しく制限されている上、国連ワールドフードプログラム(WFP)は、大量飢餓と社会秩序の崩壊による混乱のため「安全保障上の懸念」があるとして、ガザ北部への援助配達を一時停止しました。今、ガザの2歳未満の子供の15%が栄養失調に陥っており、人々は飢えをしのぐために動物の餌や植物を食べています。日本はパレスチナ難民の命綱とも言えるUNRWAの支援拠出停止を撤回し、直ちに人道支援を再開すべきです。



憂慮で人命は救えない 実行性のある経済制裁を

イスラエルの非人道的な大量虐殺に対し、これまで日本政府は明確に非難することなく、国内外で消極的な姿勢を貫いています。ジェノサイドと言って差し支えないイスラエルの残虐な殺戮行為を遠い場所から「懸念」してばかりでは、ガザは殲滅を免れません。日本政府は毅然とした態度でイスラエルを非難すべきであり、投資協定や協力覚書の破棄・駐日イスラエル大使の追放など、具体的かつ実効性のある経済制裁を直ちにイスラエルに課すべきです。

全てを奪われ続けるガザの子供たち。



イスラエルの空爆で、自宅と家族、自分自身の片手と片足をなくしました。これからの生活をサポートしてくれる約束はほとんどないまま、この子は始まったばかりの人生の困難を、一人で生きていかなければいけません。



この赤ちゃんは、右手にパンを握りしめたまま空爆で亡くなりました。ガザには今食べるものがありません。人々は動物の餌や植物を食べて飢えをしのいでいます。この子はどんなにかお腹を空かせて、このパンを食べたかったでしょうか。



ガザには新生児のミルクがありません。彼らのお母さんは極度の栄養失調やストレスで母乳が出ません。生まれてすぐに両親がイスラエルの爆撃で亡くなり孤児になった赤ちゃんは今、餓死を逃れることが出来ません。



少女は全身火傷で、直ぐガザを出国して専門病院にかかる必要がありますが、申請が通る確約はありません。家族は皆死にましたが、彼女だけが生き残りました。世界は彼女に向かって「幸運だったね」と言うのでしょうか。



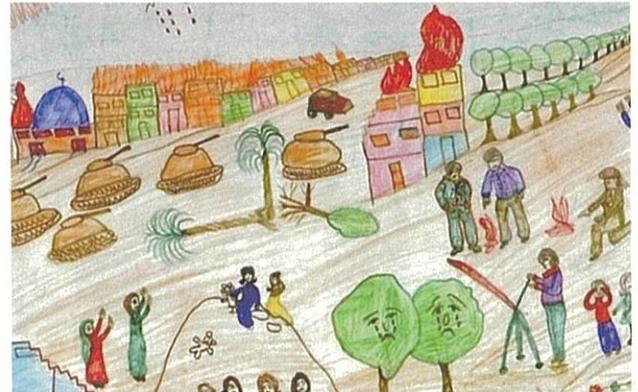
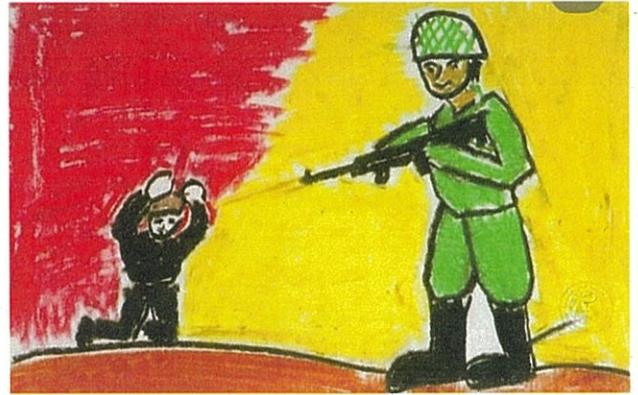
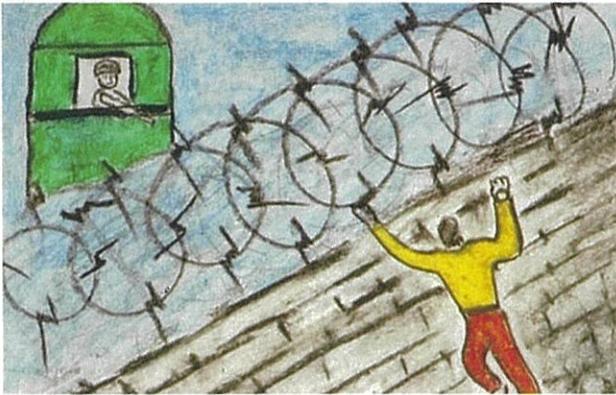
ガザ侵攻が始まってから、恐ろしい環境の中でこの世に誕生した子供たちがいます。それから一ヶ月も経たぬうちに、空に帰る子供たちも。この子供たちは何のために生まれたのか？ただ、苦しむための短い生涯でした。



この愚かな行為をしているのはイスラエル政府であり、アメリカ政府ですが、日本政府はこの行為を積極的に幫助しています。私たち国民は、この行為を決して容認したくありません。決して手を貸したくもありません。

ガザの子供たちが描いた絵。

この絵が内包している子供たちの深い悲しみや出口のない混乱が、伝わりますか。



軍事占領下で生きる子供達は、壮絶な悲しみと孤独、ストレスにさらされ、癒されることのない傷を抱えています。この絵は、ガザの子供たちが経験した恐怖に対処するための取り組みの一環として描かれたものでした。この絵はカリフォルニアの子供美術館で展示されるはずでしたが、イーストベイのユダヤ人連盟やその他の組織から圧力がかかり、最終的に展示は実現されなかったそうです。ガザの子供たちは、創作することで心を癒したり解放したりすることさえ、世界から制限されたり抑圧されたりしています。これはとても悲しい現実です。

国境なき医師団の事務総長は「ガザの子供たちは、度重なる避難と疲労、絶え間ない恐怖がある。家族が目の前で殺され、肉体をバラバラにされるのを目撃している。これらの精神的傷害により、ガザにいる5歳の幼い子供たちが一様に「死にたい」と言うようになった」と報告しています。

また、ガザでの5週間の滞在から帰国した国境なき医師団の緊急コーディネーターは「この子供たちの将来のことを考えると言葉を失います。何世代にもわたって障害を負い、トラウマを負うのは子供たちです。メンタルヘルスプログラムで彼らは、今ガザに住み続けるくらいなら死んだほうがマシだ、と言いました」と語っています。

定額減税と給付の一体措置について

政府与党政策懇談会（令和 5 年 10 月 26 日）における総理指示及び「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和 5 年 11 月 2 日閣議決定）を踏まえ、令和 6 年度の税制改正で所得税と個人住民税の定額減税を実施するとともに、低所得の子育て世帯や定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の方に定額減税を補足する措置を講じ、定額減税と給付の一体的措置を実施する。

1 給付の概要

納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族（国外居住者を除く。）の数に基づき算定される定額減税可能額が、令和 6 年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税義務者の令和 6 年分推計所得税額又は令和 6 年度分個人住民税所得割額を上回った納税義務者に、当該上回る額の合算額を基礎として 1 万円単位で切り上げて算定した額を支給する。

2 給付対象者

定額減税による減税額が令和 6 年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税者の令和 6 年分推計所得税額（令和 5 年分所得税額）または令和 6 年度分個人住民税所得割額を上回った納税義務者

3 基準日

令和 6 年 1 月 1 日

4 給付額

(1) 所得税分

「定額減税可能額：3 万円×（本人＋扶養親族数）」－「6 年分推計所得税額」＝「所得税分控除不足額」…ア

(2) 個人住民税分

「個人住民税分定額減税可能額：1 万円×（本人＋扶養親族数）」－「6 年度個人住民税額」＝「個人住民税分不足額」…イ

→アとイの合計額を 1 万円単位で切り上げて給付額とする。

5 給付スケジュール（予定）

- (1) 事務室設置 令和 6 年 7 月中旬
- (2) 給付開始 令和 6 年 8 月下旬（受付次第、順次対応）
- (3) 給付終了 令和 6 年 12 月下旬

令和5年度補正予算
11月29日成立

令和5年度予備費
12月22日閣議決定

給付類型		交付対象者	給付額 (目安)	基準日 (目安)	給付開始目途
①	住民税均等割非課税世帯への給付 【R5非課税給付】	令和5年度住民税均等割の非課税者のみで構成される世帯の世帯主	7万円/世帯 <small>多くの自治体でこの夏以降3万円を目安に支援済み</small>	令和5年12月1日	令和5年12月以降に順次給付開始
②	住民税均等割のみ課税世帯への給付 【R5均等割のみ課税給付】	令和5年度住民税所得割が課せられていない者のみで構成される世帯 (①を除く)の世帯主	10万円/世帯	①と同一	令和6年2~3月目途以降に順次給付開始
③	低所得者の子育て世帯への加算 【こども加算】	①・②・④給付対象世帯の世帯主 <small>(※当該者と基準日において同一世帯となっている18歳以下の児童が対象)</small>	5万円/児童	①・②・④と同一	同上 (④給付対象世帯については、④給付開始と同時期)
④	(1) 新たに住民税均等割非課税となる世帯への給付 【R6非課税化給付】	新たに令和6年度住民税均等割の非課税者のみで構成される世帯の世帯主	10万円/世帯	令和6年6月3日	令和6年夏以降に順次給付開始
	(2) 新たに住民税均等割のみ課税となる世帯への給付 【R6均等割のみ課税化給付】	新たに令和6年度住民税所得割(減税前)が課せられていない者のみで構成される世帯(上記を除く)の世帯主	10万円/世帯	同上	同上
⑤	定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付 【調整給付】	定額減税可能額が減税前税額を上回る(減税しきれない)と見込まれる所得税/住民税の納税義務者	左記上回ると見込まれる額	実施主体決定日 令和6年1月1日 事務処理基準日 令和6年6月3日	同上

※ 実施時期については、事務負担も踏まえながら、速やかな支給開始に向けて、地域の実情に応じた早期の執行着手等、地方公共団体における柔軟な対応を可能とする。

皇居千鳥ヶ淵 灯ろう流しー千代田区納涼の夕べ2024ーの実施について

「皇居千鳥ヶ淵 灯ろう流し」は、戦後の荒廃した人々の心を癒そうと昭和33年に始まり、千代田区の夏の風物詩として親しまれています。

近年は、国外からも日本らしい風景を求めて多くの人々が訪れ、願いと希望を込めた灯ろうの光は、お濠の水面に揺らめく幻想的な風景を都心の夏夜に作り出しています。

1 概要

(1) 開催日

令和6年7月24日（水）、25日（木） 午後7時から午後8時
※乗船開始は午後6時から。小雨決行。雨天、強風時は中止。

(2) 場 所

千鳥ヶ淵 （乗船場所：区営千鳥ヶ淵ボート場）

(3) 主催

千代田区、（一社）千代田区観光協会

(4) 参加方法

参加希望者は、事前に観光協会の特設ページ（Web）において申込みと参加費の決済を行う。

① ボート乗船申込（抽選）

当選者は、イベント当日にボート場で灯ろうにメッセージを記入のうえ、船上から自ら放流する。申込期限は令和6年6月27日まで。

② 灯ろう販売（いずれも灯ろうの放流は観光協会が行う。）

ア) Webでメッセージを入力。 申込期限：令和6年7月16日まで。

イ) 会場で自らメッセージを記入。申込期限：令和6年7月22日まで。

	① ボート乗船	② 灯ろう販売
料金	10,000円/組	2,000円/個
申込・購入方法	Web (抽選)	Web (先着順)
中止時の返金	なし	

2 スケジュール

- 6月20日 広報千代田掲載、ボート乗船及び灯ろう販売受付開始
- 6月27日 乗船応募締切
- 7月 4日 当選連絡（予定）
- 7月16日 灯ろう販売（メッセージWeb入力）終了
- 7月22日 灯ろう販売（メッセージ会場記入）終了
- 7月24日 イベント1日目、オープニングセレモニー
- 7月25日 イベント2日目

3 前回(令和5年)からの変更点

- ① 灯ろう販売及びボート乗船の価格見直し（別表参照）
- ② 売上の一部は「さくら基金」等に寄付。
- ③ 当日の灯ろう販売を廃止し、全てWebで事前の申し込み、支払い。
- ④ 熱中症対策として、緑道上に飲料販売ブースを設置。

(別表)

	令和6年度	令和5年度
灯ろう	2,000円/個 (事前販売のみ)	1,500円/個 (事前・予約・当日販売)
ボート乗船	10,000円/組(3名まで) ※灯ろう3個付き ※人数に関わらず料金は定額	5,000円/組(3名まで) ※灯ろう4個付き ※人数に関わらず料金は定額

4 その他

- ・ 緑道上の会場テントで区の観光案内や、ガイドマップを配布する。
- ・ 区内ホテルとの連携（調整中）
- ・ 北の丸公園との連携（調整中）

学生アイデアソンの実施について

1 事業の目的

千代田 CULTURE×TECH メンバーである区内大学やスタートアップ事業者と連携し、区内中高生の夏休み期間を活用したアントレプレナーシップイベント「学生アイデアソン」を実施することで、次代を担う世代の起業家精神の育成に資する。

2 事業の概要

(1) タイトル

「すき」「もやもや」「ひらめき」を形にする5日間～ミライをつくるプログラム～

(2) 概要

対 象	区内在住、在学の中学生又は高校生
定 員	20名（定員超過の場合は抽選）
実施期間	8月1日（木）～8月26日（月）のうち5日間
周 知	広報千代田6月20日号掲載、区内掲示板、区公式ホームページ、SNS など
応募方法	7月上旬までにWEBフォームで申請する

(3) カリキュラム（案）

1日目：8月1日	会場：神田 theC
内容：スタートアップ事業者の講演、参加生徒の自己紹介 等	
2回目：8月5日	会場：法政大学
内容：大学紹介、ワークショップ「アイデアの可視化」	
3回目：8月6日	会場：専修大学
内容：大学紹介、ワークショップ「チーム作り、アイデアブラッシュアップ」	
4日目：8月20日	会場：明治大学
内容：大学紹介、ワークショップ「アイデア収束、発表資料づくり」	
5回目：8月26日	会場：Startup Hub Tokyo 丸の内
内容：施設紹介、参加者発表会	

戦没者追悼式の開催について

先の大戦で亡くなられた方々をしのび、追悼の意を表すとともに、世界の恒久平和を祈るため、戦没者追悼式を開催する。

1 日時

令和6年7月13日（土）午後6時30分から（小雨決行 雨天中止）

2 場所

千鳥ヶ淵戦没者墓苑（千代田区三番町2）

3 内容

- （1）式前演奏（九段中等教育学校吹奏楽部）
- （2）篝火点火（海洋少年団）
- （3）黙とう
- （4）追悼の辞
- （5）平和への決意（令和5年度平和使節団団員）
- （6）献花
- （7）追悼演奏（九段中等教育学校吹奏楽部）

※どなたでも参加可能。

※広報千代田6月20日号、ホームページ等で周知。

公民協働推進制度による子どもたちへの文化芸術の学習機会の充実に 関する協定締結について

1 公民協働推進制度（自由型提案）を活用した提案

公民協働推進制度（自由型提案）において、子どもたちの読書活動及び執筆活動の推進に資する事業提案があった。

区は、第四次千代田区文化芸術プランの中で、「育てる～文化芸術の担い手を育成、支援する～」を重点目標として掲げていることから、この提案を、子どもたちに文化芸術に触れる機会や学習機会を提供し得る協働事業提案であると判断し、令和6年5月28日に「子どもたちに対する文化芸術の体験・学習機会の充実に関する協定」を締結した。

2 協定締結先

法人名：株式会社クリエイト

所在地：東京都千代田区神田司町二丁目2番地13

3 協働事項

- (1) 区に在住又は在学する小学生及び中学生を対象とした読書活動及び執筆活動の推進に関する事項
- (2) 本協定に基づき実施する事業（以下「協働事業」という。）の施設の利用に関する事項
- (3) 協働事業の広報に関する事項
- (4) その他必要と認める事項

4 本協定の有効期間

締結の日（令和6年5月28日）から令和7年3月31日まで。

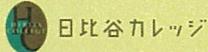
※ 期間満了日の1か月前までにいずれか一方からの書面による申入れがない場合は、有効期間を1年間更新する。

5 今後の予定

【事業名】「日比谷図書文化館ツアー」「中学生のためのやさしい小説書き方講座」

【開催日】令和6年8月1日（木）

【会場】日比谷図書文化館



日時

2024年8月1日(木)

10:30～12:00(開場:10:00)

【対象】千代田区在住または在学の中学生

【内容】図書館講座や常設展の見学・朗読企画など。

館内ツアーでは、いつもは見られない

閉架書庫も見学予定!

【定員】20名 ※先着順、定員に達し次第締め切り

【場所】日比谷図書文化館 4階 セミナールームA

(千代田区日比谷公園1-4)

【主催】株式会社クリエイト

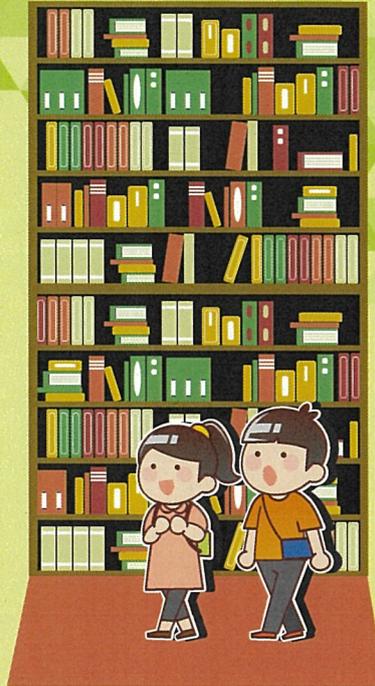
【共催】千代田区・千代田区立日比谷図書文化館



朗読

小野田由紀子

女優、ナレーター
スターダス・21 Neu 所属
テレビ・映画・舞台にて
活躍中



日比谷図書文化館ツアー

「図書館の裏側」のぞいてみませんか。

ツアーの詳細やお申し込みはWebサイトから

「日比谷カレッジ情報サイト」よりお申し込みください
<https://www.library.chiyoda.tokyo.jp/infoevents/hibiyacollege/>

日比谷カレッジ
情報サイト↓

- ① イベント名「日比谷図書文化館ツアー」
- ② 参加者氏名(ふりがな) ③ 電話番号 ④ メールアドレス
- ⑤ その他欄に、学年・保護者氏名・緊急連絡先をご入力ください

お電話(03-3502-3340)または日比谷図書文化館窓口でも
お申し込みいただけます。



会場 日比谷図書文化館

- 都営地下鉄三田線「内幸町駅」A7出口/徒歩3分
- 東京メトロ丸の内線・日比谷線「霞ヶ関駅」B2出口/徒歩3分
- 東京メトロ千代田線「霞ヶ関駅」C4出口/徒歩3分
- JR「新橋駅」日比谷口(SL広場)/徒歩10分

※駐車場・駐輪場はございません。公共交通機関をご利用ください。



参加費
無料

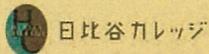
◎日比谷図書文化館について

貴重な古書を取蔵した図書館の他に、ミュージアムやカレッジが一体となった、千代田区の複合文化施設です。4階には自習室(有料)を備え、どなたでも利用が可能。



同日開催! 「中学生のためのやさしい小説書き方講座」2024年8月1日(木)13:30～16:30※別途お申し込みが必要です

株式会社クリエイトは、千代田区の事業「ちよだジュニア文学賞」に協力しています。
(本イベントは、「ちよだジュニア文学賞」の選考とは関係ありません)



日時

2024年8月1日(木)
13:30~16:30(開場:13:00)

【対象】千代田区在住または在学の中学生
【内容】小説を初めて書く方に向け、キャラクター設定やプロットづくりなど、小説を書く基本をレクチャー！
【定員】20名 ※先着順、定員に達し次第締め切り
【場所】日比谷図書文化館4階 セミナールームA
(千代田区日比谷公園1-4)
【主催】株式会社クリエイト
【共催】千代田区・千代田区立日比谷図書文化館



医療小説？

歴史小説？

推理小説？



中学生のためのやさしい小説書き方講座

小説を書くための「最初の一步」教えます。

参加費
無料

講師 **二本松 泰子**



文藝学校 サブ講師
第3回川越文芸賞
最優秀賞受賞

講師 **山竹 伸一**



文藝学校 サブ講師
株式会社クリエイト役員
クリエイトデジタル
文庫大賞主筆

朗読 **小野田 由紀子**



女優、ナレーター
スターダス・21Neu所属
テレビ・映画・舞台にて活躍中

講座の詳細やお申し込みはWebサイトから

「日比谷カレッジ情報サイト」よりお申し込みください
<https://www.library.chiyoda.tokyo.jp/infoevents/hibiyacollege/>

日比谷カレッジ
情報サイト↓

- ① イベント名「中学生のためのやさしい小説書き方講座」
- ② 参加者氏名(ふりがな) ③ 電話番号 ④ メールアドレス
- ⑤ その他欄に、学年・保護者氏名・緊急連絡先をご入力ください

お電話(03-3502-3340)または日比谷図書文化館窓口でもお申し込みいただけます。



会場 **日比谷図書文化館**

- 都営地下鉄三田線「内幸町駅」A7出口 / 徒歩3分
 - 東京メトロ丸の内線・日比谷線「霞ヶ関駅」B2出口 / 徒歩3分
 - 東京メトロ千代田線「霞ヶ関駅」C4出口 / 徒歩3分
 - JR「新橋駅」日比谷口(SL広場) / 徒歩10分
- ※駐車場・駐輪場はございません。公共交通機関をご利用ください。

同日開催！「日比谷図書文化館ツアー」2024年8月1日(木)10:30~12:00 ※別途お申し込みが必要です

株式会社クリエイトは、千代田区の事業「ちよだジュニア文学賞」に協力しています。
(本イベントは、「ちよだジュニア文学賞」の選考とは関係ありません)

千代田図書館における夏休み期間中の子ども向けサービスについて

千代田図書館では、小中高校生の読書活動推進のため、平成26年度より夏休み期間中（7/21～8/31）の開館時間を1時間繰り上げて午前9時からとしているが、令和6年度の夏休み期間中の一部について、開館時間繰上げの期間や内容を試行的に変更して実施する。

1 試行実施の趣旨

開館繰上げを行っている時間帯（午前9時～10時）の小中高校生の利用状況を見ると、前半（7/21～8/10）の期間はあまり利用がなく、後半の期間に利用が集中する傾向にある。

そこで、令和6年度は試行的に、小中高校生が比較的多く来館する8/11以降に開館繰上げの実施時期を特化するとともに、夏休みの学習環境や学習支援体制をより充実させることで、読書及び学習活動の一層の推進に寄与していく。

2 見直しの内容

（1）繰上げ期間の変更

8/11～8/31 20日間（従前は40日間） ※休館日の8/25を除く

（2）繰上げ期間中の学習環境、学習支援体制の充実

- ① 千代田図書館の中高校生専用席の増席
- ② 千代田図書館研修室を自習スペースとして一部開放
- ③ 小中学生の学習支援体制の強化

3 その他

令和7年度以降の対応は、試行実施の検証結果を踏まえて決定する。

納涼民踊の集いの開催について

「納涼民踊の集い」は、靖国神社参道にある大村益次郎像台座に特設やぐらを設置して行う盆踊り大会である。

1 日 時

令和6年7月13日（土）から16日（火）までの4日間

時間は、いずれも午後6時30分から午後8時30分まで(小雨決行 雨天中止)

2 場 所

靖国神社境内の大村益次郎銅像周辺（九段北2-1）

3 内 容

同じ期間、靖国神社では「みたままつり」が開催され、たくさんの来場者が千代田区民踊連盟の方々と共に、特設やぐらの周りを幾重にも重なる“輪”になって踊る。

4 主 催

千代田区・千代田区体育協会

5 主 管

千代田区民踊連盟

※広報千代田6月20日号、ホームページ等で周知。

(仮称)新九段生涯学習館整備計画の検討について

1 趣 旨

九段生涯学習館(昭和55年竣工)は、「九段南一丁目地区市街地再開発事業」のエリア内に所在している。再開発事業の進捗を見据え、(仮称)新九段生涯学習館に求められる機能等の調査・検討を行なう。

2 令和6年度における主な取組み

九段生涯学習館の現況調査や施設利用者等へのアンケートを実施し、課題やニーズを把握するとともに、新たな施設に求められる機能等について基礎的な調査検討を行なう。

(1) 九段生涯学習館の現況把握

- ・ 現施設の調査やアンケートを実施し、利用実態や施設の課題に係る調査を行なう。

(2) 新たな施設の機能検討

- ・ アンケートで施設利用者や未利用者の意向・要望事項を把握する。
- ・ 他自治体施設の事例を調査する。

(3) 仮移転先の検討

- ・ 代替施設として必要な機能や規模などの条件を検討する。

3 アンケート実施概要

調査対象：施設利用者(団体・個人)及び未利用者

調査目的：施設利用者(団体・個人)から、利用実態、施設の評価や今後の施設のあり方についての意見を把握する。また、未利用者から施設を利用しない理由や今後の施設のあり方についての意見を把握する。

調査方法：(個人・未利用者)

広報千代田6月20日号に回答用URLを掲載し、Webで回答を募る。

また、九段生涯学習館等に紙アンケートと回答ボックスを設置する。

(団体)

各団体に窓口又は郵送でアンケートを配付し、紙やWebで回答を募る。

実施期間：(個人・未利用者) 令和6年6月20日(木)から7月10日(水)まで(20日間)

(団体) 令和6年6月20日(木)前後から概ね3週間程度

4 今後のスケジュール

- ・ 令和6年 6月 施設利用者・未利用者アンケート調査
- 7月 施設機能の検討
- 10月 他自治体施設の事例調査
- ・ 令和7年 3月 基礎調査とりまとめ
- (予定) 4月以降 検討会やパブリックコメント等で、さまざまな意見を聴取

組織整備（案）について

1 今回の整備理由

区は、「2050ゼロカーボンちよだ」を掲げ、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、区内から排出される温室効果ガスの削減および区全体の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図っている。「2050ゼロカーボンちよだ」の実現に向けて、環境・脱炭素に関する高度な知識・情報に基づき、地方公共団体や地域の企業、区民などあらゆる主体との調整に対応する必要があるため、執行体制を確保する。

2 組織整備内容

環境まちづくり部に「ゼロカーボン推進技監」を設置する。

3 施行期日

令和6年7月1日

組織改正新旧対照表（令和6年度組織）（案）

別紙

現行
教育委員会事務局 子ども部 子ども総務課 教育政策担当課長 副参事（特命担当） 子ども支援課 子育て推進課 児童・家庭支援センター
教育担当部長 子ども施設課 学務課 指導課 教育研究所 学校
保健福祉部 福祉総務課 福祉政策担当課長 生活支援課 障害者福祉課 高齢介護課 在宅支援課 保険年金課
地域保健担当部長（千代田保健所） 地域保健課 生活衛生課 健康推進課 保健サービス課
地域振興部 コミュニティ総務課 商工観光課 産業企画担当課長 税務課 安全生活課 統計課 総合窓口課 麴町出張所 富士見出張所 神保町出張所 神田公園出張所 万世橋出張所 和泉橋出張所
文化スポーツ担当部長 国際平和・男女平等人権課 文化振興課 文化財担当課長 生涯学習・スポーツ課 施設整備担当課長
環境まちづくり部 環境まちづくり総務課 環境政策課 ゼロカーボン推進担当課長 道路公園課 基盤整備計画担当課長 住宅課 千代田清掃事務所
まちづくり担当部長 建築指導課 景観・都市計画課 ウォークアブル推進担当課長 地域まちづくり課 麴町地域まちづくり担当課長 神田地域まちづくり担当課長
政策経営部 総務課 法務担当課長 企画課 財政課
デジタル担当部長 デジタル政策課 デジタル推進担当課長 情報システム課 財産管理担当部長 施設経営課 財産管理担当課長
行政管理担当部長 人事課 契約課 広報広聴課 災害対策・危機管理課
会計室
選挙管理委員会事務局
監査委員事務局
区議会事務局 次長

改正
教育委員会事務局 子ども部 子ども総務課 教育政策担当課長 副参事（特命担当） 子ども支援課 子育て推進課 児童・家庭支援センター
教育担当部長 子ども施設課 学務課 指導課 教育研究所 学校
保健福祉部 福祉総務課 福祉政策担当課長 生活支援課 障害者福祉課 高齢介護課 在宅支援課 保険年金課
地域保健担当部長（千代田保健所） 地域保健課 生活衛生課 健康推進課 保健サービス課
地域振興部 コミュニティ総務課 商工観光課 産業企画担当課長 税務課 安全生活課 統計課 総合窓口課 麴町出張所 富士見出張所 神保町出張所 神田公園出張所 万世橋出張所 和泉橋出張所
文化スポーツ担当部長 国際平和・男女平等人権課 文化振興課 文化財担当課長 生涯学習・スポーツ課 施設整備担当課長
環境まちづくり部 環境まちづくり総務課 環境政策課 ゼロカーボン推進担当課長 道路公園課 基盤整備計画担当課長 住宅課 千代田清掃事務所
ゼロカーボン推進技監
まちづくり担当部長 建築指導課 景観・都市計画課 ウォークアブル推進担当課長 地域まちづくり課 麴町地域まちづくり担当課長 神田地域まちづくり担当課長
政策経営部 総務課 法務担当課長 企画課 財政課
デジタル担当部長 デジタル政策課 デジタル推進担当課長 情報システム課 財産管理担当部長 施設経営課 財産管理担当課長
行政管理担当部長 人事課 契約課 広報広聴課 災害対策・危機管理課
会計室
選挙管理委員会事務局
監査委員事務局
区議会事務局 次長

千代田区手数料及び財政状況の公表に関する規定整備について

1 経緯

(1) 手数料

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の一部が改正され、既存不適格建築物について大規模修繕等を伴う省エネ改修等を行う場合の現行基準の適用除外に係る認定事務を実施することとなった。

また、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）が施行され、同法に基づく許可事務を実施すること及び都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発許可関係事務の手数料を改める必要があることに伴い、所要の改正を行う。

(2) 「財政状況」の公表

本区の財政状況の公表時期や公表方法等について、地方自治法との整合や事務効率化を図るため、所要の見直しを行う。

2 主な改正内容

(1) 手数料

- ・ 建築に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料を新設する。
- ・ 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積工事許可申請手数料を新設する。
- ・ 開発行為許可申請手数料を改定する。

(2) 「財政状況」の公表

- ・ 題名を「財政事情」から「財政状況」に改めるとともに、公表時期を 6 月及び 12 月に改める。
- ・ 公表の方法を、区広報紙への掲載、インターネットでの閲覧に改める。

3 施行予定日

公布の日から施行する。ただし、宅地造成及び特定盛土等規制法改正規定は、令和 6 年 7 月 31 日から施行する。

南堀留橋塗装塗替等工事に係る入札状況について

1 工事場所

千代田区九段北一丁目 6 番先～千代田区西神田三丁目 3 番先

2 工事概要

【橋梁概要】

竣工年：昭和 3 年 8 月 橋長：26.4m

幅員：11.54m 構造：鋼ゲルバー橋

【施工内容】

昼夜間施工

塗装塗替、主桁鋼部材の補修、コンクリート床版補修、
橋梁灯の LED 化、歩車道境界ブロック・ガードパイプ撤去設置

3 工事期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 6 月 30 日まで

4 契約方法

制限を付した一般競争入札による契約（単体または 2 者 J V）

5 入札結果（6 月 7 日開札）

落札者	落札金額 (消費税込み)
東京都千代田区岩本町一丁目 8 番 15 号 中部塗装株式会社 代表取締役専務 武田 元	384,901,000 円

予定価格（事前公表） 434,624,300 円（税込み）

災害対策用備蓄物資（食料）の購入について

1 購入品目

品 名	数 量
アルファ化米	86,850食
アルファ化米（白がゆ）	4,100食
ライスクッキー	48,048食
主菜（魚）	5,550食
主菜（野菜）	11,450食
主菜（牛肉）	8,472食

2 納入場所

区が指定する箇所

3 納入期限

令和 7 年 2 月 28 日

4 契約方法

公募制指名競争入札による契約

5 入札結果（5月31日開札）

落札者	落札金額 (消費税込み)
東京都千代田区神田小川町三丁目 24 番地 1 株式会社清水商会 東京支店 取締役支店長 田村 真利子	54,429,667 円

災害対策用備蓄物資（水）の購入について

1 購入品目

品名	数量
ミネラルウォーター（500ml）	279,960本

2 納入場所

区が指定する箇所

3 納入期限

令和7年2月28日

4 契約方法

公募制指名競争入札による契約

5 入札結果（5月31日開札）

落札者	落札金額 (消費税込み)
東京都千代田区神田神保町一丁目103番地 有限会社三章堂 代表取締役 齋藤 博	22,676,760円

災害対策用備蓄物資（衛生用品）の購入について

1 購入品目

品名	数量
携帯トイレ	143,800枚
子ども用紙おむつ（新生児用）	68袋
子ども用紙おむつ（Sサイズ）	156袋
子ども用紙おむつ（Mサイズ）	408袋
子ども用紙おむつ（Lサイズ）	802袋
大人用紙おむつ（Sサイズ）	128袋
大人用紙おむつ（Mサイズ）	136袋
大人用紙おむつ（Lサイズ）	149袋
ウェットティッシュ	5,235個
トイレトーパー	100箱
洗口液	43,200本

2 納入場所

区が指定する箇所

3 納入期限

令和 7 年 1 月 31 日

4 契約方法

公募制指名競争入札による契約

5 入札結果（6月3日開札）

落札者	落札金額 (消費税込み)
東京都千代田区岩本町三丁目2番1号 株式会社渡辺武商店 統括本部長 前西 君彦	34,539,670 円

防災行政無線操作卓等の購入について

1 購入品目

品 名	数 量
操作卓（液晶モニター、操作装置等）	1 式

2 納入場所

区が指定する箇所

3 納入期限

令和 7 年 3 月 31 日

4 契約方法

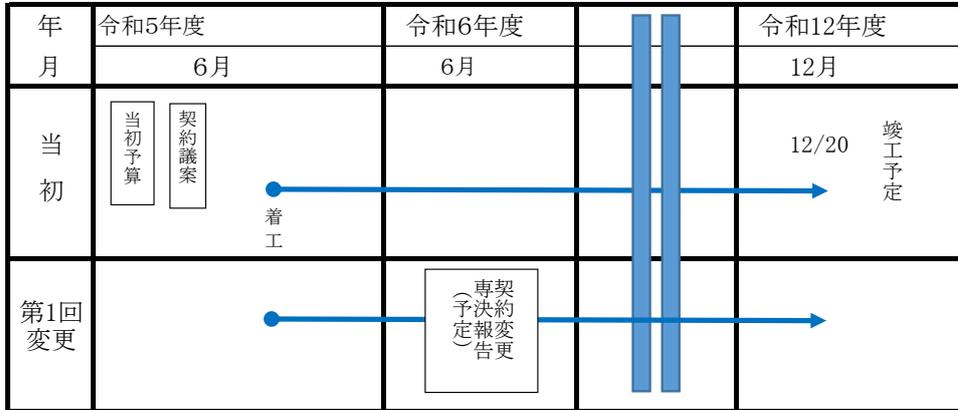
公募制指名競争入札による契約

5 入札結果（5 月 22 日開札）

落札者	落札金額 (消費税込み)
東京都千代田区外神田一丁目 15 番 13 号 田中電気株式会社 代表取締役 田中 良一	28,287,600 円

雉子橋補修補強工事について

1. 経過



2. 契約日 令和5年7月12日

3. 契約の相手方 東洋建設株式会社 関東支店
東京都千代田区神田神保町一丁目105番地
常務執行役員支店長 館下 章

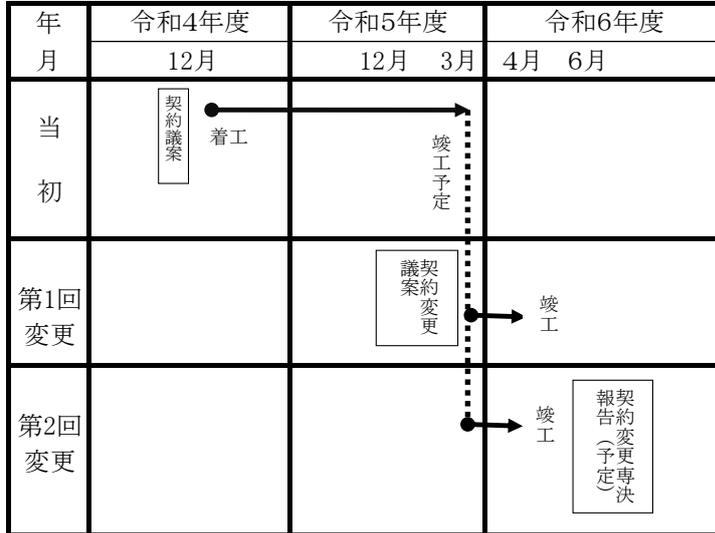
4. 契約見込金額 当初 3,825,800,000円（令和5年2定議決）
第1回 3,962,280,300円（令和6年2定専決報告予定）
増減額 136,480,300円 3.6% 増

5. 変更内容
(1)塗膜剥離工の回数及び塗装面積増による増額
(2)交通誘導員増による増額
(3)足場の形状変更による減額 等

6. 契約期間
当初 契約締結日の翌日～令和12年12月20日
第1回 変更なし

錦華公園改修工事について

1. 経過



2. 契約日 令和4年12月13日

3. 契約の相手方 株式会社富士植木
東京都千代田区九段南四丁目1番9号
代表取締役 成家 岳

4. 契約見込金額	当初	594,495,000円	(令和4年4定議決)
	第1回	676,256,900円	(令和6年1定議決)
	増減額	81,761,900円	13.8%増
	第2回	679,248,900円	(令和6年2定専決報告予定)
	増減額	2,992,000円	0.4%増

5. 変更内容

- ① 門柱灯設置による増額
- ② 引込柱設置による増額
- ③ 触知案内板設置による増額

6. 契約期間

当初	契約締結日の翌日～令和6年3月29日
第1回変更	契約締結日の翌日～令和6年4月30日
第2回変更	変更なし

令和5年度 各会計決算額(速報)

令和6年5月31日

1 一般会計				
予算現額 (A)	83,592,031,000 円			
	内訳	現年度	82,223,642,000 円	
		繰越明許費	1,368,389,000 円	
歳入総額 (B)	74,124,081,276 円 (収入率 88.7 %)			
歳出総額 (C)	71,395,227,496 円 (執行率 85.4 %)			
歳入歳出 差引額 (B-C=D)	2,728,853,780 円			
翌年度へ繰り越すべき財源				
繰越明許費繰越額 (E)	356,428,000 円			
(注)繰越明許費繰越額=繰越明許費 - 未収入特定財源				
未収入特定財源	14,402,000 円	国庫補助金	繰越明許費	
	24,334,000 円	都補助金		千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金(給付金) 12,900,000 円
	586,301,000 円	基金繰入金		千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金(事務費) 19,190,000 円
				新型コロナウイルス対策(新型コロナウイルスワクチン接種対策) 1,288,000 円
			戸籍事務費 14,300,000 円	
			バリアフリー歩行空間の整備(電線類地中化の推進) 220,000,000 円	
			公園・児童遊園の整備(公園・児童遊園の整備) 114,301,000 円	
			公園・児童遊園の整備(錦華公園の整備) 472,000,000 円	
			旧区立外神田住宅区分所有部分取得 127,486,000 円	
			計 981,465,000 円	
実質収支額 (D-E)	2,372,425,780 円			
2 国民健康保険事業会計				
予算現額 (A)	6,390,548,000 円			
歳入総額 (B)	6,920,546,046 円 (収入率 108.3 %)			
歳出総額 (C)	5,530,098,828 円 (執行率 86.5 %)			
歳入歳出 差引額 (B-C) (実質収支額)	1,390,447,218 円			
3 介護保険特別会計				
予算現額 (A)	4,920,819,000 円			
歳入総額 (B)	4,743,422,714 円 (収入率 96.4 %)			
歳出総額 (C)	4,422,947,628 円 (執行率 89.9 %)			
歳入歳出 差引額 (B-C) (実質収支額)	320,475,086 円			
4 後期高齢者医療特別会計				
予算現額 (A)	2,141,422,000 円			
歳入総額 (B)	2,060,648,783 円 (収入率 96.2 %)			
歳出総額 (C)	1,966,960,327 円 (執行率 91.9 %)			
歳入歳出 差引額 (B-C) (実質収支額)	93,688,456 円			

各会計決算額 対前年度比

区分	一般会計			国民健康保険事業会計			介護保険特別会計			後期高齢者医療特別会計			合計		
	令和5年度	令和4年度	増減率	令和5年度	令和4年度	増減率	令和5年度	令和4年度	増減率	令和5年度	令和4年度	増減率	令和5年度	令和4年度	増減率
予算現額	円 83,592,031,000	円 77,623,525,000	% 7.7	円 6,390,548,000	円 5,813,930,000	% 9.9	円 4,920,819,000	円 4,746,958,000	% 3.7	円 2,141,422,000	円 1,978,524,000	% 8.2	円 97,044,820,000	円 90,162,937,000	% 7.6
歳入総額	74,124,081,276	68,569,078,384	8.1	6,920,546,046	7,039,788,939	△ 1.7	4,743,422,714	4,459,047,629	6.4	2,060,648,783	1,984,643,093	3.8	87,848,698,819	82,052,558,045	7.1
歳出総額	71,395,227,496	66,256,486,472	7.8	5,530,098,828	5,619,855,668	△ 1.6	4,422,947,628	4,139,148,092	6.9	1,966,960,327	1,883,585,395	4.4	83,315,234,279	77,899,075,627	7.0
歳入歳出差引額	2,728,853,780	2,312,591,912	18.0	1,390,447,218	1,419,933,271	△ 2.1	320,475,086	319,899,537	0.2	93,688,456	101,057,698	△ 7.3	4,533,464,540	4,153,482,418	9.1
繰越明許費繰越額	356,428,000	552,473,000	△ 35.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	356,428,000	552,473,000	△ 35.5
実質収支額	2,372,425,780	1,760,118,912	34.8	1,390,447,218	1,419,933,271	△ 2.1	320,475,086	319,899,537	0.2	93,688,456	101,057,698	△ 7.3	4,177,036,540	3,601,009,418	16.0
収入率	% 88.7	% 88.3	—	% 108.3	% 121.1	—	% 96.4	% 93.9	—	% 96.2	% 100.3	—	% 90.5	% 91.0	—
執行率	% 85.4	% 85.4	—	% 86.5	% 96.7	—	% 89.9	% 87.2	—	% 91.9	% 95.2	—	% 85.9	% 86.4	—